厚岸町選挙管理委員会告示第６号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の７第１項及び公職選挙法施行令第23条の11第１項の規定により、平成29年３月３日から平成29年３月７日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成２９年２月１５日

厚岸町選挙管理委員会委員長　室　　美津雄

記

縦覧場所　厚岸郡厚岸町真栄３丁目１番地
　　厚岸町役場内　厚岸町選挙管理委員会事務室